令和8年10月28日

低公害・低燃費車導入義務制度の改正について

東京都は、自動車使用による環境負荷の低減を目的に、自動車を多く使用している事業者に対して、一定割合以上の特定低公害・低燃費車を導入することを義務付けています。
令和9年4月1日から、義務率・達成期限・導入を求める車両の要件等を改正します。

※都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第35条

対象者

都内で200台以上の自動車を使用する事業者

義務内容①【特定低公害・低燃費車の導入】

使用する自動車のうち、特定低公害・低燃費車を**４０％以上導入（換算後）**して下さい。

〇対象となる自動車

道路運送車両法第３条に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車（それぞれ二輪車と被けん引自動車を除く）。以下「普通自動車等」と表記します。

〇特定低公害・低燃費車とは

排出ガスを発生しないか、又は排出ガス発生量が相当程度少なく、かつ、燃費性能が相当程度高いと認められる自動車として、東京都が定めた普通自動車等です。

義務内容②【乗用車における非ガソリン車の導入】

使用する自動車の中でも乗用車においては、特定低公害・低燃費車の要件に該当する非ガソリン車を**５０％以上導入（換算後）**して下さい。

〇対象となる乗用車

普通自動車等のうち、専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの（これを改造して特種の用途に供するものも含む）とし、軽自動車は除きます。

〇非ガソリン車とは

電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）及びハイブリッド自動車（HV）※を指します。

※特定低公害・低燃費車要件該当車に限ります。

達成期限

令和１４年（２０３２年）３月３１日

特定抵公害・低燃費車の該当要件（排出ガス基準・燃費基準） 1/2

表1-1 第6期（R９年４月1日以降）導入車両の要件

「自動車の種別」の区分も含め、要件が大幅に変更されていますのでご留意ください。

自動車の種別		排出ガス基準	燃費基準
乗用車		H30年基準50%以上低減 ※ガソリン車の例	R12年度基準100%以上達成
軽乗用車			R12年度基準85%以上達成
軽量車	（貨物車）		R4年度基準100%以上達成
	（乗合車）		R12年度基準75%以上達成
中量車	（貨物車）		R4年度基準100%以上達成
	（乗合車）		R12年度基準75%以上達成
重量車	（貨物車）	H28年規制適合 ※ディーゼル車の例	R7年度基準105%以上達成
	（乗合車）		R7年度基準100%以上達成

※１　乗用車、軽量車、中量車についてはガソリン車、重量車についてはディーゼル車の要件を抜粋して記載しています。詳細は環境局HP掲載の要綱をご参照ください。
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/vehicle/sgw/pollution/obligation
（要綱における燃費基準(性能)は向上割合で記載されています。（例:105%➡5%向上））

※２　国の排出ガス基準及び燃費基準を基準としています。

※３　いずれの自動車の種別においてもEV,FCV,PHEVは要件該当車と扱います。

表1-2 第6期（R９年４月1日以降）導入車両の換算率

「乗用車における非ガソリン車の導入義務」において、ＥＶ・ＦＣＶの換算率が変更されていますのでご留意ください。

項番	自動車の種類	換算率①【特定低公害・低燃費車の導入義務】	換算率②【乗用車における非ガソリン車の導入義務】
1	電気自動車(EV)及び燃料電池自動車(FCV)	3	3
2	プラグインハイブリッド自動車(PHEV)	2	2
3	特定低公害・低燃費車（項番1、2を除く）	1	1　※HVに限る

特定抵公害・低燃費車の該当要件（排出ガス基準・燃費基準）2/2

表2-1　第５期（R９年３月３１日まで）以前導入済車両の要件

自動車の種別	排出ガス基準	燃費基準
乗用車	H17年基準75%以上低減 又はH30年基準75%以上低減	R2年度基準120%以上達成
軽量車 （貨物車・乗合車）	H17年基準75%以上低減 又はH30年基準75%以上低減	H27年度基準125%以上達成
中量車 （貨物車・乗合車）	H17年基準75%以上低減 又はH30年基準75%以上低減	H27年度基準110%以上達成
	H17年基準50%以上低減 又はH30年基準50%以上低減	H27年度基準115%以上達成
重量車 （貨物車・乗合車）	H28年規制適合 又は NOx 0.63g/kWh以下、PM 0.007g/kWh以下（JE05）	H27年度基準110%以上達成 又はR7年度基準95%以上達成 （車両総重量3.5～7.5t）
		H27年度基準105%以上達成 又はR7年度基準90%以上達成 （車両総重量7.5t超）

※１　乗用車、軽量車、中量車についてはガソリン車、重量車についてはディーゼル車の要件を抜粋して記載しています。詳細は環境局HP掲載の要綱をご参照ください。
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/vehicle/sgw/pollution/obligation
（要綱における燃費基準(性能)は向上割合で記載されています。（例:105%➡5%向上））
※２　国の排出ガス基準及び燃費基準を基準としています。
※３　いずれの自動車の種別においてもEV,FCVは要件該当車と扱います。
※４　第5期までに導入されたPHEVは排出ガス要件があります。
（乗用車:平成17年基準排出ガス75%以上低減又は平成30年基準排出ガス75%以上低減）
※５　第5期までに導入された車両を更新した場合は第6期要件にて該当を判定します。
※６　重量車R7年度燃費基準達成度要件は、型式の2桁目がＶ,Wの車両に限ります。

表2-2　第５期（R９年３月３１日まで）以前導入済車両の換算率

項番	自動車の種類	換算率①【特定低公害・低燃費車の導入義務】	換算率②【乗用車における非ガソリン車の導入義務】
1	電気自動車（EV）及び 燃料電池自動車（FCV）	3	2
2	プラグインハイブリッド自動車 （PHEV）	2	2
3	特定低公害・低燃費車 （項番1、2を除く）	1	1　※HVに限る

特定抵公害･低燃費車の導入率算定方法

$$導入率 = \frac{\text{第6期(R９年４月1日以降)導入車両 [表1-1要件該当車数]×[表1-2換算率①] の合計}}{\text{総使用台数}} + \frac{\text{第５期(R９年３月３１日まで)以前導入済車両 [表2-1要件該当車数]×[表2-2換算率①] の合計}}{\text{総使用台数}}$$

計算例

【総計250台の自動車を使用している場合】

⑴第６期以降の導入車両　計50台
«自動車の種類の内訳»
EV: 3台　FCV: 1台　PHEV: 2台
上記以外の特定低公害・低燃費車:20台
要件非該当車:24台

⑵第５期末までの導入車両(継続使用車両)　計200台
«自動車の種類の内訳»
EV: 3台　FCV: 1台　PHEV: 5台
上記以外の特定低公害・低燃費車:55台
要件非該当車:136台
※第6期以降に廃車したものは算定対象外

換算率適用後導入台数

⑴ 3台×3 ＋ 1台×3 ＋ 2台×2 ＋20台×1 ＝36台
※下線部は表1-2の換算率①

⑵ 3台×3 ＋ 1台×3 ＋ 5台×2 ＋55台×1=77台
※下線部は表2-2の換算率①

導入率（36＋77）／250　×100(%)＝**45.2%**　**➡義務(40%)達成**

乗用車における非ガソリン車の導入率算定方法

$$導入率 = \frac{\text{第6期(R９年４月1日以降)導入車両(乗用車)}\ [\text{表1-1要件該当非ガソリン車数}]\times[\text{表1-2換算率②}]\text{の合計}}{\text{乗用車使用台数}} + \frac{\text{第５期(R９年３月３１日まで)以前導入済車両(乗用車)}\ [\text{表2-1要件該当非ガソリン車数}]\times[\text{表2-2換算率②}]\text{の合計}}{\text{乗用車使用台数}}$$

計算例

【200台以上の自動車を使用しているうち**乗用車が50台の場合**】

⑴第6期以降の導入車両（**乗用車**）計15台
«自動車の種類の内訳»
EV: １台　FCV: １台　PHEV: ２台
ＨＶ（特定低公害・低燃費車要件該当）: ２台
ＨＶ以外の特定低公害・低燃費車: １台
要件非該当車: ８台

⑵第５期末までの導入車両(継続使用車両)（**乗用車**）計35台
«自動車の種類の内訳»
EV: １台　FCV: １台　PHEV: ２台
ＨＶ（特定低公害・低燃費車要件該当）:10台
ＨＶ以外の特定低公害・低燃費車: ２台
要件非該当車:19台
※第6期以降に廃車したものは算定対象外

換算率適用後導入台数

⑴１台×3＋１台×3＋２台×2＋２台×1＝12台
※下線部は表1-2の換算率②

⑵１台×2＋１台×2＋２台×2＋10台×1=18台
※下線部は表2-2の換算率②

導入率（12＋18）／50　×100(%)＝**60.0%**　➡**義務(50%)達成**

≪制度詳細≫
　本制度に係る具体的な内容については、東京都環境局のホームページ掲載の要綱等をご参照ください。

【環境局HP】
〇特定低公害・低燃費車導入義務制度
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/vehicle/sgw/pollution/obligation

〇自動車環境管理計画書制度
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/vehicle/sgw/newplan/newplan

【お問い合わせ先】
〇東京都環境局 環境改善部 自動車環境課 自動車対策担当
電話番号: 03-5388-3462
メールアドレス　S0000628@section.metro.tokyo.jp

※自動車環境管理計画書制度については、下記の相談窓口までお問い合わせください。
〇自動車環境管理計画書相談窓口
電話番号: 03-5388-3526
メールアドレス　jkeikaku@kankyo.metro.tokyo.jp